



発行 東京都

目次

136

条 例

- 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例……………(総務局)……二
- 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……二
- 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……三
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……三
- 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………(東京都教育委員会)……四
- 東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業施行規程の一部を改正する条例……………(都市整備局)……四
- 東京都災害廃棄物処理基金条例……………(環境局)……四
- 東京都公安委員会委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例……………(東京都公安委員会)……五
- 火災予防条例の一部を改正する条例……………(東京消防庁)……五

条例のあらまし

●職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一〇四号)

一 押印に係る規定を改めます。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一〇五号)

- 一 出張等に係る旅行雑費の定額支給を廃止するほか、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一〇六号)

- 一 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、防疫等業務手当に関する措置の期限を延長するほか、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一〇七号)

- 一 介護休暇等の対象となる要介護者の範囲を拡大します。
- 二 この条例は、令和三年一月一日ほかから施行します。

●学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一〇八号)

- 一 介護休暇等の対象となる要介護者の範囲を拡大します。
- 二 この条例は、令和三年一月一日ほかから施行します。

●東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業施行規程の一部を改正する条例 (条例第一〇九号)

- 一 港区における町区域の変更に伴い、施行地区に含まれる地域の名称を改めます。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都災害廃棄物処理基金条例 (条例第一一〇号)

- 一 特別区及び市町村が実施する特定非常災害等により生じた災害廃棄物の収集、

運搬及び処分に係る事業を支援するため、東京都災害廃棄物処理基金を設置します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例(条例第一一一号)

一一号)

一 押印に係る規定を改めます。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●火災予防条例の一部を改正する条例(条例第一一二号)

- 一 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和二年総務省令第七七号)の施行に伴い、急速充電設備の全出力の上限を二〇〇キロワットまで拡大するほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和三年四月一日ほかから施行します。

条 例

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十二月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四百四号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例(昭和二十六年東京都条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式一から様式三までの規定中「且つ」を「かつ」に、「氏 名」を「氏 名」に改める。

別記様式四中「当る」を「当たる」に、「氏 名 印」を「氏 名 印」に改める。

名」に改める。

別記様式五中「並びに」を「及び」に、「且つ」を「かつ」に、「当る」を「当たる」に、「氏 名 印」を「氏 名」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十二月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五百五号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「都」を「東京都(以下「都」という。)」に改める。

第三条第二項第二号中「の在勤地」の下に「又は被災地支援の業務(人事委員会規則で定めるものに限る。)」に従事することを目的とした都の区域外の在勤地」を加える。

第四条第四項ただし書中「ただし、」の下に「内国旅行(宿泊を要しない場合に限る。)(のうち近接地内に出張を命じるとき又は)」を加え、「又は記録をし、これを提示」を「若しくは記録をし、これを提示」に改める。

第六条第七項中「旅行雑費は、」の下に「出張(外国旅行における近接地外の出張を除く。)(又は近接地内の赴任の場合にあつては実費額により、近接地外の赴任の場合にあつては)」を加える。

第九条第一項中「又は旅行雑費」を削る。

第十一条中「、旅行雑費」を削る。

第十五条第二号中「引き続き五時間以上の旅行で、在勤庁から一キロメートルを超える場合には、二百円の額」を「別表第一に規定する」に改める。

第二十四条第一項中「の定額」を「に規定する額」に改め、同条第二項中「の旅行」の下に「(近接地外の赴任に限る。次項及び第三十条において同じ。)」を加え、「定

額」を「規定による額」に改める。

第三十五条第三項中「第二十四条第二項中」の下に「旅行（近接地外の赴任に限る。次項及び第三十条において同じ。）とあるのは「旅行」と、」を、「日当」と」の下に「、「前項」とあるのは「第三十五条第一項」と」を加える。

別表第一(一)の項中

旅行雑費（一日につき）	宿泊料（一夜につき）	
	甲地方	乙地方
一、一〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一三、五〇〇円
	一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円

を

出張又は近接地内の赴任 公務上の必要によりやむを得ず負担した通話料金等の額	近接地外の赴任	宿泊料（一夜につき）	
		甲地方	乙地方
一、一〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一三、五〇〇円	一〇、〇〇〇円
		一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円

に

改める。

附 則

- この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- この条例による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

東京都職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十二月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六六号

東京都職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都職員の特種勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「令和三年一月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、「定める日」の下に「（以下「失効する日」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、失効する日前に前項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった防疫等業務手当で、失効する日以後に支給するものについては、同項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十二月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七七号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二項中「配偶者又は」を「配偶者若しくは」に改め、「親族」の下に「又は同一の世帯に属する者」を加える。

附 則

- この条例は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十条の二に規定する深夜勤務の制限、同条例第十条の二の二に規定する超過勤務の免除、同条例第十条の三に規定する超過勤務の制限、同条例第十六条に規定する短期の介護休暇、同条例第十七条に規定する介護休暇及び同条例第十七条の二に規定する介護時間に係る請求等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
令和二年十二月二十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第八号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項中「配偶者又は」を「配偶者若しくは」に改め、「親族」の下に「又は同一の世帯に属する者」を加える。

附則

1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十一条の二に規定する深夜勤務の制限、同条例第十一条の二に規定する超過勤務の免除、同条例第十一条の三に規定する超過勤務の制限、同条例第十七条に規定する短期の介護休暇、同条例第十八条に規定する介護休暇及び同条例第十八条の二に規定する介護時間に係る請求等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業施行規程の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十二月二十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第九号

東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業施行規程の一部を改正する条例

東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業施行規程（平成三十年東京都条例第百十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「、同区芝浦四丁目及び同区港南二丁目の各一部」を「の一部」に改める。  
附則  
この条例は、公布の日から施行する。

東京都災害廃棄物処理基金条例を公布する。

令和二年十二月二十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第十号

東京都災害廃棄物処理基金条例

(設置)

第一条 国が都に交付する災害等廃棄物処理促進費補助金により、特別区及び市町村（特別区又は市町村で組織する一部事務組合を含む。）が実施する災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業を支援するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京都災害廃棄物処理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。  
(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。  
(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。  
(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十二月二十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第百一十号

東京都公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

東京都公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例(昭和二十九年東京都条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「署名押印」を「署名」に、「但し」を「ただし」に改める。

別記様式中「且つ」を「かつ」に、「氏 名 印」を「氏 名」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十二月二十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第百十二号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例(昭和三十七年東京都条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中「変圧して、」の下に「電気自動車等(」を、「原動機付自動車をいう」の下に「。第十一号において同じ。)を加え、「五十キロワット」を「二百キロワット」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「電気を動力源とする

る自動車等」を「電気自動車等」に改め、同項第九号中「異常な」の下に「高温とならないこと。また、異常な」を加え、同項第十二号を第十五号とし、第十一号の次に次の三号を加える。

十二 コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)の操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。

ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

十三 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、

充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備

を自動的に停止させる措置を講ずること。

十四 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造と

し、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第十一条の二第二項中「前項第八号」を、「前項第八号」に改め、「第九号」の下

に「規定するもののほか、次に」を加え、同項に次の各号を加える。

一 温度の異常を自動的に検知する措置

二 異常な低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置

三 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置

第十一条の二第三項中「第九号」の下に「並びに同条第二項(屋外に設けるもの(全出力五十キロワット以下のもの及び消防総監が定める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)に限る。)」を加える。

第四十九条の二を削る。

第五十七条第一項第十七号中「充てん」を「充填」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 急速充電設備（全出力五十キロワット以下のものを除く。）

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の火災予防条例（以下「新条例」という。）第十一条の第二項に規定する急速充電設備であつて、この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされているものについては、なお従前の例による。

（準備行為）

3 新条例第五十七条第一項第十四号の規定による届出及び当該届出に係る同条第三項に規定する審査は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
三〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三八一)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

